

公共工事の契約不適合に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 三田市契約事務規則(平成17年三田市規則第7号。以下「規則」という。)に規定する契約不適合保証金の規定に関して必要な事項を定めるものとする。

(契約不適合責任)

第2条 市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、引き渡しを受けた日から2年以内に契約相手方に対し目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 契約者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合保証金の請求範囲)

第3条 契約不適合保証金の請求範囲は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事のうち、次のとおりとする。

(1) 請負金額が1件1,000万円以上の建築一式工事

(2) 請負金額が1件100万円以上のため池に関する工事

(契約不適合保証金の率)

第4条 規則第62条本文に規定する契約不適合保証金の率は、次のとおりとし、1,000円未満に端数が生じた際は、切り上げるものとする。

(1) 三田市内に本店を有する契約業者 契約金額の3%

(2) 前号以外の契約業者 契約金額の10%

(契約不適合保証金の預かり期間)

第5条 第3条第1号及び第2号に規定する工事の契約不適合保証金の預かり期間は、竣工検査合格日から2年間とする。

2 前項に規定する預かり期間は、通常契約不適合検査を実施し、その合格をもって完了とする。

(契約不適合保証金の免除等)

第6条 契約不適合保証金の免除及び代替担保等については、規則第51条第2項及び第52条の規定を準用する。

(契約不適合保証金の還付)

第7条 市長は、通常契約不適合検査の完了したときは、契約不適合保証金を還付するものとする。

(契約不適合保証金に対する利息)

第8条 契約不適合保証金に対する利息は、つかないものとする。

(契約不適合保証金の通知)

第9条 契約不適合保証金の有無及び率は、当該工事の入札等通知書に記載して通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。